第２号

『東日本大震災』関連情報

平成 23 年 6 月 17 日
編集・発行
北塩原村住民課
☎0241-23-3113
Ｅメール
seikatsu01@vill.kitashiobara.fukushima.jp

東日本大震災が発生してから三カ月が経過しましたが、福島第一原子力発電所事故の収束の兆しが見えず、また放射能の影響により、農業・観光関係者をはじめ様々な分野において影響を及ぼしている実情であります。

私は自ら、動画共有サイト(ユーチューブ)に出演し、北塩原村は放射能の影響もなく観光客の皆さんにおいでいただきたいと、国内はもとより、世界に向けて発信しアピールしております。村民の皆様も是非ご覧いただきたいと思います。

また、風評被害払拭キャンペーンも、継続的に関係機関と連携のもと実施し、７月には新潟駅や東京都台東区「うえの夏まつり」等での開催を予定しております。

今後とも、村民の皆様の安心安全を確保するとともに、風評被害対策に全力で取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

北塩原村長　小椋　敏一

■村内への避難者の状況について

二次避難として、村内の宿泊施設（ホテル・旅館・ペンション・民宿等）に１，４５２人（６月 15 日現在）の方々が避難されております。

【問合せ先】商工観光課商工観光班　電話０２４１－３２－２５１１

■放射線の測定値について

福島県が実施している北塩原村役場での環境放射能測定値は、０．１７マイクロシーベルト/時（６月 15 日）となっており、健康への影響はありません。（平常値は、0.04～0.05 マイクロシーベルト/時）

環境放射能測定の結果は、福島県のホームページまたは北塩原村のホームページでご覧いただけます。

なお、県では放射能に関する相談・問い合わせ受け付ける専用電話（☎024-521-8127）を設置しています。

【問合せ先】住民課生活班　電話０２４１－２３－３１１３

■水道水中の放射性物質の測定値について

北塩原村では６月 10 日に採取しましたモニタリング検査をはじめ過去１６回実施しております。

検査の結果、すべての水道水のいずれからも放射性物質は検出されていません。

【問合せ先】建設課上下水道班　電話０２４１－２３－３２６１

■喜多方市と北塩原村との境界付近で発生している地震について

去る３月 18 日から喜多方市と北塩原村境界付近を震源とした小規模な地震が頻繁におきております。

これまでの北塩原村での最大震度は、５月７日午後に震度３が観測されました。

福島地方気象台地震津波防災専門官によりますと、小さな地震が頻繁に発生していることにより、地震のエネルギーをためずに放出していることから、今後、大きな地震が発生するとは統計上考えにくいとのお話でした。

【問合せ先】住民課生活班　電話０２４１－２３－３１１３

■農産物の安全性の確認について

福島県では、農畜産物の安全性を確認するため、市町村やＪＡなどとの連携により、継続したモニタリング検査を実施しています。

６月 13 日現在、会津地域は、農畜産物のすべてにおいて出荷制限及び摂取制限が解除となっております。

＜本村産農畜産物に関する直近の検査結果表＞

品　目	検査体採取日	検査結果（ﾍﾞｸﾚﾙ/kg）		
		ヨウ素-131	セシウム-134	セシウム-137
アスパラガス(露地)	５月２６日	検出されず	検出されず	検出されず
ホウレンソウ(露地)	６月　６日	検出されず	検出されず	検出されず
ネマガリタケ	６月　８日	検出されず	13	11
キュウリ(施設)	６月　９日	検出されず	検出されず	検出されず
ホウレンソウ(施設)	６月１３日	検出されず	検出されず	検出されず

※暫定規制値：ヨウ素[飲料水、牛乳 300ﾍﾞｸﾚﾙ/kg超、野菜類 2,000ﾍﾞｸﾚﾙ/kg超]

セシウム（134 と 137 の合計）[飲料水、牛乳 200ﾍﾞｸﾚﾙ/kg超、野菜類、肉類 500ﾍﾞｸﾚﾙ/kg超]

【問合せ先】農林課農林班　電話０２４１－２３－１３３４

■水産物の安全性の確認について

６月 13 日現在、桧原湖のワカサギと秋元湖のヤマメから食品衛生法の暫定規制値を超える放射性物質（セシウム）が検出されております。

ワカサギは、現在禁漁中であり出荷や食用には供されていないため出荷自粛にはなっておりません。

ヤマメについては、国からの指示により出荷制限となっております。採捕についても当分の間自粛することと、ヤマメが釣れた場合は、キャッチアンドリリースをお願いします。出荷制限箇所は、秋元湖、桧原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川（酸川との合流点から上流の部分に限る。）です。なお、養殖により生産されたものは対象となっていません。

＜本村水産物に関する直近の検査結果表＞

品目	検査体採取日	検査結果（ベクレル／kg）		
		ヨウ素-131	セシウム-134	セシウム-137
ワカサギ（桧原湖）	５月１６日	検出されず	**380**	**400**
ウチダザリガニ（小野川湖）	５月３０日	検出されず	130	160
ヤマメ（秋元湖）	６月　６日	検出されず	**320**	**350**

※食品衛生法における魚の暫定規制値

ヨウ素：2,000ﾍﾞｸﾚﾙ/kg　　セシウム（134 と 137 の合計）：500ﾍﾞｸﾚﾙ/kg

【問合せ先】商工観光課商工観光班　０２４１－３２－２５１１

■公共用水域等の安全性の確認について

福島県と国が東京電力福島第一原発事故による放射性物質の拡散状況を継続的に把握するため、本村の湖沼における水質（湖心）と底質について、放射線調査を実施しています。

検査の対象となった湖沼は以下のとおりです。

検査対象湖沼名：桧原湖、小野川湖、秋元湖、曽原湖、磐梯五色沼湖沼群（毘沙門沼）

検査体採取日：６月９日（木）

検査結果については、今後、福島県災害対策本部を通じて公表となります。

なお、この調査は、６月から 11 月まで毎月１回実施する予定です。

【問合せ先】商工観光課商工観光班　０２４１－３２－２５１１

■原子力損害賠償紛争審査会における第二次指針について

観光業における風評被害について、損害賠償の対象となることが、５月 31 日の原子力損害賠償紛争審査会における第二次指針の中で示されました。対象は、福島県内に営業拠点がある観光業者の解約や予約控え等による減収分です。損害の有無の認定及び具体的な損害額の算定等の詳細については、審査会を通じて決定となります。

【問合せ先】商工観光課商工観光班　０２４１－３２－２５１１

■風評被害払しょくに向けたキャンペーン実施日程について

村では、関係機関と連携協力のもと「北塩原村は安心・安全」を前面にアピールするため、県内外において、村の農産物や特産品の販売、誘客に向けた観光 PR など、風評被害払しょくキャンペーンを定期的に実施しています。

今後の開催予定をお知らせします。

●第４弾　日程：７月１日（金）～３日（日）
　　場所：コラッセ福島（福島市）
●第５弾　日程：７月８日（金）
　　場所：新潟駅（新潟県新潟市）
●第６弾　日程：７月１６日（土）
　　場所：うえの夏まつり（東京都台東区）

【問合せ先】商工観光課商工観光班　０２４１－３２－２５１１

■幼稚園、小中学校の放射線量の測定値について

福島県が、県内全ての学校など１，７５２施設の第２回目の環境放射線モニタリング調査を６月１日から６月１０日にかけて実施した結果です。

学校等名	調査月日	測定高	空間線量率測定値(ﾏｲｸﾛｼｰﾍﾞﾙﾄ/時)						前　回調査値(４月)
			５地点(四隅及び中央)各平均値					平均値	
			１中央	2	3	4	5		
さくら小学校	６月３日	50cm	0.29	0.32	0.33	0.31	0.34	0.32	
		１ｍ	0.28					0.28	0.37
裏磐梯小学校	６月２日	50cm	0.19	0.37	0.44	0.26	0.26	0.30	
		１ｍ	0.18					0.18	0.32
第一中学校	６月３日	１ｍ	0.26	0.34	0.34	0.28	0.23	0.29	0.39
裏磐梯中学校	６月２日	１ｍ	0.33	0.42	0.42	0.35	0.45	0.39	0.30
さくら幼稚園	６月３日	50cm	0.20	0.23	0.25	0.26	0.27	0.24	
		１ｍ	0.22					0.22	0.28
裏磐梯幼稚園	６月２日	50cm	0.49	0.49	0.54	0.55	0.41	0.50	
		１ｍ	0.45					0.45	0.40
芙蓉保育園	６月３日	50cm	0.21	0.23	0.23	0.22	0.23	0.22	
		１ｍ	0.20					0.20	0.27

「避難区域等の外の地域の学校等の校舎・校庭等利用判断に係る暫定的な考え方」(H23.4.19 文部科学省・厚生労働省)に示された暫定基準値(毎時 3.8 ﾏｲｸﾛｼｰﾍﾞﾙﾄ)を下回っています。

【問合せ先】教育委員会教育班　０２４１－２３－１３３３

■村内小中学校のプール使用について

福島県教育委員会からの「学校プールの管理及び水泳指導について」の通知と独立行政法人放射線医学総合研究所の所見等と併せて検討し、学校プールでの授業を例年通り実施することとしました。

なお、清掃後、プールに入れる水道水には放射性物質は検出されておらず、プールに混入する放射性物質は、土壌から舞い上がる土埃が考えられますが、北山地区の水田の土壌放射能測定値を基に試算しますと、学校プールに土埃１kg が入った場合、プール水１ℓ当たりの放射性物質(セシウム)の量は 0.0005 ﾍﾞｸﾚﾙと、国の飲料水の制限値 200 ﾍﾞｸﾚﾙ/ℓ（乳幼児は 100 ﾍﾞｸﾚﾙ/ℓ）と比較して極めて低い値となっています。

【問合せ先】教育委員会教育班　０２４１－２３－１３３３

■風評被害等に関する損害賠償講演会開催について

福島第一原子力発電所事故により、農・商・工業のすべての事業について風評被害が多数発生し、経営の廃業や縮小を余議なくされている中、今後発生する「損害賠償」の問題について弁護士を招き、講演会を開催しますのでぜひ聴講して下さい。

・日時　　平成２３年６月１９日(日)　午後２時から
・場所　　磐梯町中央公民館講堂
・講師　　小林玲子氏(災害復興支援委員会委員・埼玉弁護士会)

※駐車場は磐梯町役場駐車場をご利用下さい。

【問合せ先】総務企画課企画室　０２４１－２３－３１１２

■医療機関等を受診された被災者の方へのお知らせ

・保険証について

現在、震災に伴い被保険者証等を紛失したこと等により、窓口で提示できなくても、氏名・生年月日等を申し出ることにより保険診療を受けられる取扱となっていましたが、平成２３年７月１日からは保険診療等を受ける際には、被保険者証等の提示が必要になります。

紛失の場合は、ご加入の医療保険の保険者より再交付を受けて下さい。

・一部負担金等の免除証明書について

現在、窓口で被災状況等(住家の全半壊や、主たる生計維持者が死亡等)を申し出ることにより、一部負担金等の支払いが猶予されている方については、平成２３年７月１日からは、ご加入の医療保険の保険者が発行する一部負担金等の免除証明書の提示が必要となりますので、ご加入の保険者に免除証明書の交付申請をして下さい。

免除となる機関は、平成２４年２月 29 日まで(入院時食事療法費及び入院時生活療養費は平成２３年８月 31 日までの予定)です。

ただし、以下の市町村国民健康保険に加入されている方、又は、後期高齢者医療制度に加入されている方で保険証の住所が以下の市町村の方については、被保険者証があれば免除申請は不要です。

広野町・楢葉町・富岡町・川内村・大熊町・双葉町・浪江町・葛尾村・飯館村

また、田村市及び南相馬市の市町村国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入されている方は、免除申請書の提示が必要となるのは、８月１日からとなり、７月中は６月までと同様の扱いとなります。

【問合せ先】福島県国民健康保険課　０２４－５２１－７２０３

■原子力損害賠償手続きについて

今回の福島第一原子力発電所の事故により被害が生じた場合の被害申出窓口は次のとおりです。

東京電力の窓口

・名称　　福島原子力補償相談室(コールセンター)
・電話番号　０１２０－９２６－４０４
・受付時間　午前９時から午後９時まで(土曜・日曜・祝日を含む毎日)